

松伏町民の方へ！

湯沢町交流事業宿泊助成金のご案内

# 宿泊費の助成制度

をご利用ください



松伏町が災害援助協定を締結している新潟県湯沢町との交流を更に深めることを目的に、湯沢町内の指定宿泊施設に宿泊した方に対して、宿泊費用の一部を助成します。

対象施設

全77施設 (R8.4時点)  
指定宿泊施設一覧表  
を参照してください。

R8.4.1より助成金が増額！

おとな  
(中学生以上)

2,000円→  
3,000円

こども  
(小学生以下)

1,000円→  
2,000円

※1名につき、1年度内に1回のみ利用可能です。  
令和8年4/1以降の宿泊から、上記の助成額となります。

春



秋



夏



冬



## お手続きの流れ

1 予約

指定宿泊施設に  
直接予約をする。

2 宿泊証明

宿泊当日までに申請書を用意し、必要事項を記入する。宿泊の際に提示し、宿泊証明欄に証明印を押印してもらう。

3 申請

宿泊後2ヶ月以内に松伏町教育委員会教育文化振興課に申請書を提出する。

4 完了!

申請書に記入された口座に、助成金を振り込みます。

対象者

松伏町内に在住し、住民登録している方  
(ただし、本人及び同一世帯の方が町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税を滞納している場合は対象外となります。)

お問い合わせ

松伏町教育委員会教育文化振興課  
(松伏町役場 第二庁舎 2階)

☎ 048-991-1873